

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

条 例	ページ
◎高知県一時保護委託者の登録等に関する基準を定める 条例	2
◎知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部 を改正する条例	2
◎高知県病院等の人員及び施設に関する基準等を定める 条例の一部を改正する条例	2
◎高知県環境不動産の建築の促進に関する条例の一部を 改正する条例	2

公布された条例のあらまし

- ◆高知県一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例（高知県条例第31号）
- 1 条例制定の目的
児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）の施行により児童福祉法（昭和22年法律第164号）が一部改正されたことを考慮し、一時保護委託者の登録等に関する基準を定めることとした。
 - 2 主要な内容
(1) 一時保護委託者の登録等に関する基準については、基準府令で定める基準の例によるものとする。 （第3条）
(2) 次に掲げる事項については、県独自の基準として定めること。
ア 非常災害対策（第4条）
イ 県内産農林水産物等の使用（第5条）
ウ 暴力団の排除（第6条）
 - 3 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。
- ◆知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第32号）
- 1 条例改正の目的
地方自治法（昭和22年法律第67号）が一部改正されたこと及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和7年政令第237号）の施行により地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）が一部改正されたことに伴い、同法及び同令の引用規定の整理することとした。
 - 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。
- ◆高知県病院等の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（高知県条例第33号）
- 1 条例改正の目的
医療法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（令和8年政令第25号）の施行により医療法施行令（昭和23年政令第326号）が一部改正されたことに伴い、同令の引用規定の整理することとした。
 - 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。
- ◆高知県環境不動産の建築の促進に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第34号）
- 1 条例改正の目的
環境不動産の建築の促進を図るため、高知県環境不動産の建築の促進に関する条例の有効期限を5年間延長するとともに、条例の失効の日以前に知事の認定を受けた環境不動産について、当該環境不動産の取得に対して課する不動産取得税を免除することができるよう必要な改正することとした。
 - 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

高知県一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例をここに公布する。
令和8年10月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第31号

高知県一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例
(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の22第2項の規定により、委託による児童の一時保護を適正に行うことができる者（以下「一時保護委託者」という。）の登録等に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、法及び一時保護委託者の登録等に関する基準（令和8年内閣府令第16号。次条において「基準府令」という。）において使用する用語の例による。
(一時保護委託者の登録等に関する基準)

第3条 法第34条の22第2項の条例で定める一時保護委託者の登録等に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、基準府令（基準府令第8条を除く。）で定める基準の例による。
(非常災害対策)

第4条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設について消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震（高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）第2条第1号に規定する南海トラフ地震をいう。）その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要なに応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に職員及び入所している児童に周知しなければならない。

2 登録一時保護委託者は、非常災害に備えるため、前項の防災対策マニュアルの概要を登録一時保護委託施設の見やすい場所に掲示するとともに、避難、救出その他必要な訓練を定期的に（避難及び消火に対する訓練にあつては、毎月1回以上）行わなければならない。
(県内産農林水産物等の使用)

第5条 登録一時保護委託者は、入所している児童に対する食事の提供に当たっては、県内で生産された農林水産物（以下この条において「県内産農林水産物」という。）及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。
(暴力団の排除)

第6条 次に掲げる者は、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であつてはならない。

- (1) 登録一時保護委託者
- (2) 登録一時保護委託施設の設置者、管理者その他当該登録一時保護委託施設の業務を統括する者（当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）

2 前項各号に掲げる者は、暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。次項において同じ。）又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有し

てはならない。

3 登録一時保護委託施設の運営に当たっては、暴力団若しくは暴力団員等を利用し、又は暴力団若しくは暴力団員等を運営に関与させてはならない。
(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、一時保護委託者の登録等に関する基準に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年10月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第32号

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

第2条第1号中「第173条の4第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改め、同条第2号中「第173条の4第1項第2号」を「第173条の5第1項第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



高知県病院等の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年10月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第33号

高知県病院等の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

高知県病院等の人員及び施設に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「第4条の7第1号又は第6号」を「第4条の8第1号又は第6号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



高知県環境不動産の建築の促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年10月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第34号

高知県環境不動産の建築の促進に関する条例の一部を改正する条例

高知県環境不動産の建築の促進に関する条例（令和5年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和10年3月31日」を「令和15年3月31日」に改め、同項の次に次の1項を加える。

（経過措置）

3 前項の規定によるこの条例の失効の日（以下この項において「失効日」という。）以前において第10条第1項の規定に基づく認定を受けた建築物については、第12条の規定は、失効日後も、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。